

小川町第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）にかかるパブリックコメント（対応等）

氏名	No	頁	箇所	意見	対応	計画案の修正
A	1	21	権利擁護、福祉のまちづくりの推進	(物理的なバリアフリー化だけではなく、心のバリアフリー化をすすめる) 最初にするべきことは心のバリアフリー化である。障害者への心のバリアが無くなれば、障害者自身も自然と外へ出かけたいくなる。	障害者への偏見、差別など心のバリアの解消、障害者理解の促進は重要なことだと思います。	ご指摘の考え方をふまえ、18ページ【目標像】の18行目のあとに、以下の一文を追記します。
A	2	35	理解促進・福祉教育の推進	(障害者を理解できる近道は日常に障害者がいる環境づくりである) 障害者を見慣れていない、触れていないことでつきあい方がわからず偏見を持っている。	1、2、3、51、52、53、54、55の事業にある差別の解消、権利擁護・意思決定支援の推進、人権の啓発、交流活動等の推進に努めてまいります。	「障害」は社会と個人の心身機能の障害が合いあって作りだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方を基本とします。この考え方により、物理的バリア、制度的バリア、文化・情報のバリア、心のバリアの解消に向けた取組を推進します。
A	3	23	移動支援の充実	(地域の助け合いによる運送) デマンドタクシーや福祉有償運送だけでは、移動困難者の需要を賄いきれない。今後は、地域の助け合いによる乗り合い運送に重点を置いて計画を進めなければならない。	ご指摘いただいた内容は、小川町地域公共交通活性化協議会において協議してまいります。障害者の移動支援に関しては、5、6、7の事業を推進してまいります。	修正しない
A	4	25	防災・防犯体制の確立	(地域支えあいの仕組みづくりをすすめる) 自助のことがばかりが記載されているが、災害時は、隣近所の助け合いが力となる。	13の事業の避難行動要支援者名簿を活用した災害時の体制づくりや54、55の事業を通じ、顔の見える関係づくりを進めてまいります。	修正しない
A	5	36	ボランティア活動の推進	(障害者がボランティアされる側から、ボランティアする側へ回るという視点も必要) 障害者は自立のためヘルパーの支援を受けているが、障害者も支えあう地域づくりの主体者である。障害者自身がボランティア活動をするという視点が欠けている。	ご指摘のとおり、障害のあるなしに関わらずすべての町民がボランティアをする側になることが必要だと考えております。54の事業にある地域交流事業と自発的活動の推進に努めてまいります。	修正しない
B	6	33	難病者、発達障害者、高次脳機能者等の支援	(高次脳機能障害者の相談支援体制の充実、若年性認知症患者への支援の明記) 高次脳機能障害の方への相談支援体制の充実、強化と器質性精神障害である若年性認知症の方への支援を明記して欲しい。	21、29の事業の中で高次脳機能障害、精神障害者である若年性認知症患者も含めすべての障害者の相談支援体制を確保することから障害種別、疾病ごとの記載は考えておりません。	修正しない
B	7	31	住まいの場・日中活動の場の確保	高次脳機能障害、若年性認知症患者への支援について具体的な施策を明記して欲しい。	35、36、37、38の事業は高次脳機能障害、精神障害者である若年性認知症患者も含めすべての障害者に対応することから障害種別、疾病ごとの記載は考えておりません。	修正しない
B	8	40	働く場の拡充及び就労継続の支援	中途障害者への就労体制の充実		
B	9	37	障害児支援	子どもの高次脳機能障害への支援について「発達障害児支援の中で実施する」などの施策を記して欲しい。		
B	10	68	意思疎通支援事業	失語者向け意思疎通支援事業、失語者向け意思疎通支援者派遣事業について施策を記して欲しい。	埼玉県の体制を参考に、今後小川町の体制を考えてまいります。	修正しない

氏名	No	頁	箇所	意見	対応	計画案の修正
B	11		町独自事業	「小川町見守りシール」は障害者も対象であると思う。高次脳機能障害児者などを対象とした見守り支援の施策を記して欲しい。	高齢者等の徘徊見守りについては、長生き支援課において平成30年度から「小川町見守りシール」の交付を開始しています。障害者も対象としており、健康福祉課で交付しています。今後はその周知、利用促進に努めてまいります。	修正しない